

精神障害者保健福祉手帳の所持者に対する交通運賃割引を求める意見書

身体障害者及び知的障害者については、全国的に多くの路線バスやタクシー等の公共交通機関において、運賃の割引制度が設けられている。

一方、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳に本人の写真が貼付されておらず、本人確認が困難であったこと等から、割引制度の導入が進んでいなかったが、平成18年10月から、同手帳に写真貼付欄が設けられたことや、平成19年1月に国土交通省から日本バス協会等に対して、運賃割引についての協力依頼が行われたことなどから、路線バス等の運賃割引制度の導入が全国的に進んできている。

本県においても、平成20年第3回県議会定例会において「精神障害者に対する路線バス、タクシー運賃割引制度適用に関する陳情」が採択されたことを踏まえ、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県と精神保健福祉連合会が合同でタクシー協会及びバス協会に対し要望活動を行った結果、県内ほとんどのタクシー事業者及びJR九州バスを除く全ての路線バス事業者において、運賃割引制度が導入されている。

しかしながら、身体障害者及び知的障害者と異なり、精神障害者に対する鉄道等の公共交通機関の運賃割引制度の導入は未だ進んでいない。

よって、国におかれては、すべての交通事業者において、運賃割引が速やかに実施されるよう、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣
国土交通大臣